

はじめに

国民健康保険は制度創設以来、国民すべてがいつでもどこでも安心して医療が受けられる 国民皆保険制度の"最後の砦(セーフティーネット)" を担い、地域医療の確保や地域住民の 健康の維持増進に貢献してきました。

しかしながら、国民健康保険は、被用者保険に比べて中高年齢者の方が多く加入している ことから医療費水準が高いことに加え、保険料(税)の負担能力が低い加入者の方が多いため 保険料(税)の負担が重くなるという構造的な問題を抱えています。さらに、高齢化の進行や、 疾病構造の変化などによる更なる医療費水準の上昇等に対する対応も求められています。

そのような情勢の中で、国民皆保険制度の"最後の砦(セーフティーネット)"である国民健康保険の運営を安定化させていくことは、我が国の社会保障制度上、非常に重要な課題です。

本冊子は、我が国の国民皆保険制度を支える国民健康保険の現状(=[国保のすがた])を統計的データに基づき、様々な視点から解説するものであり、国民健康保険関係者のみならず、広く一般の方が理解を深められることを目的として作成した資料です。

はじめに
1国保の概況
1 国保(市町村)の現状
2 加入状況4
2 財政状況
1 収入と支出 7
2 決算補填等のための一般会計繰入の状況 8
3 単年度収支差黒字・赤字保険者の割合8
3 保険料(税)
1 保険料(税)調定額の状況 9
2 保険料(税)収納率10
3 滞納状況10
4 医療費
1 国民医療費の状況11
2 制度別・年齢階層別一人当たり医療費12
3 他の制度との入院医療費の比較12
4 一人当たり医療費の地域差

5 保健事業

	17	「性学未	
	1	国保における保健事業	14
	2	特定健康診査·特定保健指導の状況	15
	3	糖尿病性腎症重症化予防	16
	4	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施・	··16
6	Ξ	国保連合会·国保中央会	
	1	国保連合会・国保中央会の概要	··17
	2	診療報酬審査支払業務	··19
	3	保健事業	·· 21
	4	保険者等事務の共同事業	23
	5	介護保険·障害者総合支援関連業務	25
	6	国の保健医療施策への協力	26
7	z	その他の関連制度	
	1	後期高齢者医療制度	27
		介護保険制度	
	3	障害者総合支援制度	31
	乽	参考資料	
	1	平成30年度の国保制度改革の概要	32
	2	国保総合システム	35
	3	地域包括ケアの深化と地域共生社会の実現 …	36
	4	医療·介護DX	36

※本資料は、令和7年9月末までに公表された統計データ等を基に作成したものです。

国保の概況

国保(市町村)の現状

■国保制度は、制度創設時においては農林水産業者及び自営業者が多くを占めていましたが、ほかの医療保険に属さない全ての人を被保険者としているため、高齢化や産業構造の変化、医療保険制度の改正などの影響を受けて、制度創設当時と比較すると高齢者の割合が増加するとともに、農林水産業者及び自営業者の割合が減少し、無職者(年金受給者等)等の割合が増加しています。

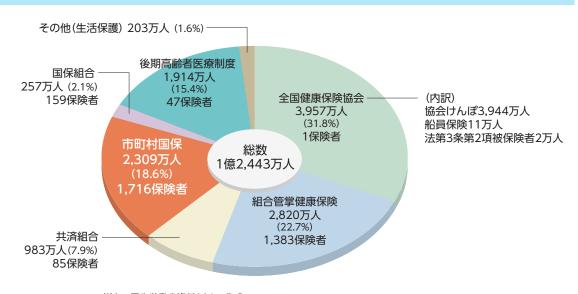
表 国保(市町村)の現状

		令和5年		昭和36年
被	保険者数(年度末)	2,309万人		4,511万人
対	総人口比	18.6%		47.0%
1t	世帯当たり被保険者数	1.45人		4.2人
前	期高齢者加入率	43.3%		4.8%(老人加入率)
	農林水産業	2.2%	1	44.7%
世帯	自営業	17.3%		24.2%
世帯主の職業	被用者	31.8%		13.9%
職業	無職	44.4%		9.4%
	そ の 他	4.2%		7.8%

- (注) 1.厚生労働省資料をもとに作成。
 - 2.平成20年度の後期高齢者医療制度施行に伴い75歳以上の被保険者が後期高齢者医療制度に移行した。
 - 3.前期高齢者…65歳から74歳までの高齢者。
 - 4.老人加入率…70歳以上の被保険者加入率。

図 1

医療保険制度の加入者数等(令和5年3月末現在)



(注) 1.厚生労働省資料をもとに作成。 2.総数については、実際の総人口数や医療保険適用者数と相違している。



加入状況

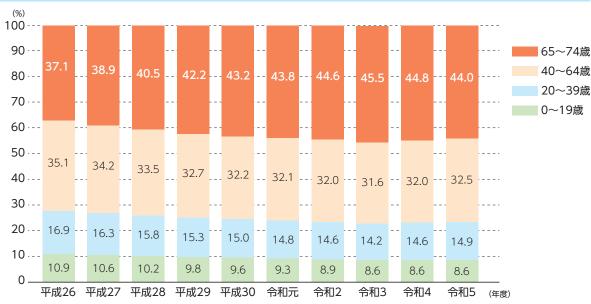
●国保 (市町村) の被保険者数は昭和60年度以降、平成18年度をピークに減少の一途をたどっており、直近10年間で約1,000万人減少しています。

長2 制度別被保険者数の推移(昭和60年度を100とした場合の指数)

年度	国保(市町村)	[一般+退職]	後期高齢者	(老人保健)	合	計
年 度	実数(万人)	指数(%)	実数(万人)	指数(%)	実数(万人)	指数(%)
昭和60年度	3,644	100.0	528	100.0	4,172	100.0
平成18年度	3,678	100.9	1,092	206.8	4,770	114.3
平成20年度	3,620	99.3	1,319	249.8	4,939	118.4
平成22年度	3,585	98.4	1,406	266.3	4,991	119.6
平成24年度	3,515	96.5	1,490	282.2	5,005	120.0
平成27年度	3,267	89.7	1,594	301.9	4,861	116.5
平成30年度	2,831	77.7	1,742	329.9	4,573	109.6
令和4年度	2,503	68.7	1,874	354.9	4,377	104.9
令和5年度	2,381	65.3	1,942	367.8	4,323	103.6
令和6年度 (速報値)	2,266	62.2	2,010	380.7	4,276	102.5

- (注) 1.厚生労働省「国民健康保険事業年報」、「後期高齢者医療事業年報」をもとに作成。
 - 2.後期高齢者(老人保健)は、平成19年度以前は「老人保健」、平成20年度以降は「後期高齢者」の数値である。
 - 3.令和6年度の数値は国民健康保険中央会調べである。
 - 4.被保険者数は年度平均である。
- ■国保(市町村)における被保険者の年齢階層別構成割合の推移によると、65歳以上の割合は年々増加していましたが、令和4年度に減少に転じました。

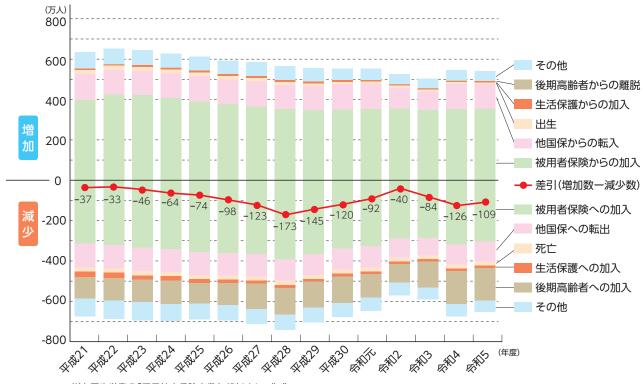
図2 国保(市町村)における年齢階層別構成割合の推移



- (注)1.厚生労働省「国民健康保険実態調査報告」をもとに作成。
 - 2.数値は各年度9月末現在。
 - 3.端数処理のため総数と内訳が一致しない場合がある。

- ●近年は「国保からの脱退者数 | が「国保への加入者数 | を上回る傾向が続いています。
- ●被保険者数の異動事由別の推移をみると、増加に関しては退職等による被用者保険からの加入が大半を占めています。一方で、減少に関しては適用拡大等による被用者保険への加入が大半を占めています。

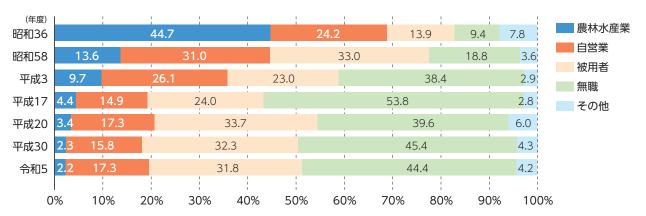
図3 異動事由別被保険者数の増加・減少の推移



(注) 厚生労働省「国民健康保険事業年報」をもとに作成。

■国保被保険者(世帯主)の職業構成の推移をみると、制度創設以降、産業構造の変化等に伴い農林水産業、自営業の割合が大きく減少する一方で、無職世帯(主に年金受給者)や被用者(非正規雇用者等)の割合が増加しています。

図4 国保(市町村)における職業構成の変化



- (注) 1.厚生労働省「国民健康保険実態調査報告」をもとに作成。
 - 2.世帯主が国保被保険者の資格を有しない擬制世帯主及び職業不詳の世帯を除いて集計している。
 - 3.平成20年度以降は後期高齢者医療制度の創設に伴い、無職の世帯割合が減少したことに留意が必要。
 - 4.端数処理のため総数と内訳が一致しない場合がある。

参考

■国保(市町村)における保険給付費の総額は、被保険者数の減少等の影響を受けて減少傾向にありますが、被保険者一人当たり保険給付費については、新型コロナウイルス感染拡大に伴う受診控えの影響等により減少した令和2年度を除いて、被保険者の高齢化や医療の高度化等により、増加傾向にあります。

国保(市町村)における保険給付費と被保険者数の状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保険給付費(億円)	92,655	90,069	87,966	87,353	83,971	87,582	86,244	85,315
被保険者数(万人)	3,013	2,870	2,752	2,660	2,619	2,537	2,413	2,309

(注) 1.厚生労働省「国民健康保険事業年報」をもとに作成。 2.被保険者数については、各年度末現在。



●国保(市町村)は、他制度と比較すると、加入者の平均年齢が高く、一人当たりの医療費水準が高いほか、所得額に対する保険料負担も高くなっています。

国保(市町村)・協会けんぽ・健保組合の比較

	国保(市町村)	協会けんぽ	健保組合
保険者数(令和5年3月末)	1,716	1	1,383
加入者数 (令和5年3月末)	2,413万人 (1,636万世帯)	3,944万人 被保険者2,480万人 被扶養者1,464万人	2,820万人 被保険者1,655万人 被扶養者1,165万人
加入者平均年齢(令和4年度9月末)	54.2歳	38.9歳	35.9歳
65~74歳の割合(令和4年度)	44.6%	8.2%	3.5%
加入者一人当たり医療費(令和4年度)	40.6万円	20.4万円	18.4万円
加入者一人当たり 平均所得(※1)(令和4年度)	96万円 一世帯当たり143万円	175万円 一世帯当たり(*2)279万円	245万円 一世帯当たり(*2)418万円
加入者一人当たり 平均保険料 (令和4年度) (※3)	9.1万円 一世帯当たり13.6万円	12.5万円<25.1万円> 被保険者一人当たり 20.0万円<39.9万円>	13.9万円<30.4万円> 被保険者一人当たり 23.7万円<51.9万円>
<事業主負担込>		平均保険料率10.00%	平均保険料率9.26%
保険料負担率(※4)	9.5%	7.2 %	5.7 %
公費負担	給付費等の50% +保険料軽減等	給付費等の16.4%	後期高齢者支援金等の負担が 重い保険者等への補助
公費負担額(※5)(令和6年度予算ベース)	4兆1,353億円(国2兆9,819億円)	1兆1,344億円(全額国費)	1,253億円(全額国費)

⁽注) 厚生労働省資料をもとに作成。

^{(※) 1.}国保(市町村)については、「総所得金額(収入総額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除を差し引いたもの)及び山林所得金額」に「雑損失の繰越控除額」と「分離譲渡所得金額」を加えたものを加入者数で除したもの。(「国民健康保険実態調査」の前年所得を使用している。)協会けんぽ、健保組合については、「標準報酬総額」から「給与所得控除に相当する額」を除いたものを、年度平均加入者数で除した参考値である。

^{2.}被保険者一人当たりの金額を表す。

^{3.}加入者一人当たり保険料額は、国保(市町村)は現年分保険料調定額、被用者保険は決算における保険料額を基に推計。保険料額に介護分は含まない。

^{4.}保険料負担率は、加入者一人当たり平均保険料を加入者一人当たり平均所得で除した額。

^{5.}介護納付金、特定健診・特定保健指導等に対する負担金・補助金は含まれていない。

収入と支出

●平成30年度から、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに、国保の運営を担うこととなりました。そのうえで、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営などといった国保運営の中心的な役割を担っています。令和5年度における市町村国保の収支状況をみると、収入総額に占める保険料の割合は18.7%となっており、国保財政はその多くが国、都道府県、市町村からの公費や被用者保険からの前期高齢者交付金等によって賄われています。

改革後の国保財政の仕組み

改革前

◆市町村の 国保特別会計 収入 支出 公費 ・定率国庫負担 ・保険料軽減等 保険料 保険給付 被保険者 ◆都道府県の 国保特別会計 収入 支出 公費 定率国庫負担 等 納付金 交付金 ◆市町村の 国保特別会計 収入 支出 公費 保険料軽減 等 保険給付 保険料 被保険者

改革後

① **普通交付金** 保険給付に必要な費用を、全額 市町村へ交付

②特別交付金

災害等による保険料の減免額等が多額であることや、市町村における保健事業を支援するなど、市町村に特別な事情がある場合に、その事情を考慮して交付

(注)厚生労働省資料をもとに作成。

事業規模:2600億円、 国庫補助額:1300億円

(国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4)

参考 国保財政の現状(令和7年度予算ベース)

医療給付費等総額:約101,400億円 調整交付金(国) 市町村への地方財政措置:1.000億円 普诵調整交付金(7%) 財政安定化支援事業 保険者努力支援制度 都道府県間の財政力の不均衡を調整す るために交付。 保険者努力支援制度 都道府県・市町村の医療費適正化、予防・健 調整交付金(国)。 特別調整交付金(2%) 康づくり等の取組状況に応じ支援。 (9%)* 画一的な測定方法によって措置できない 保除料 予算額:約1300億円 7,500億円 都道府県・市町村の特別の事情(災害等) (22,300億円) を考慮して交付。 特別高額医療費共同事業 •特別高額医療費 著しく高額な医療費(1件420万円超)につ 前期高齢者交付金 共同事業 いて、都道府県からの拠出金を財源に全国 国保・被用者保険の65歳から74歳の前期 で費用負担を調整。国は予算の範囲内で 高齢者の偏在による保険者間の負担の不 部を負担。 前期高齢者交付金 高額医療費 定率国庫負担 均衡を、各保険者の加入者数に応じて調整。 国庫補助額:60億円 34,400億円*3 負担金 20.400億円 産前産後保険料免除制度 高額医療費負担金 法定外一般会計 出産する被保険者に係る産前産後期間相当 高額な医療費(1件80万円超)の発生によ 分の均等割保険料及び所得割保険料を公 繰入 る国保財政への急激な影響の緩和を図る 約700億円*2 書で支援. ため、国と都道府県が高額医療費の1/4ず 車業規模: 15億四 国庫補助額: 8億四 産前産後保険料免除制度 (国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4) 事業規模3.600億円、国庫補助額:900億円 子ども保険料軽減制度 都道府県繰入金 (低所得者保険料軽減制度 子ども保険料軽減制度 保険者支援制度 低所得者の保険料軽減分を公費で支援。 未就学児に係る均等割保険料について保 5,700億円 事業規模: 4 400億円 険料額の5割を公費で支援。 低所得者保険料軽減制度 (都道府県 3/4. 市町村 1/4) 事業規模: 80 億円、国庫補助額:40億円 (国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4) -50% -50% 公費負担額43,700億円 31,400億円 保険者支援制度 (注)厚生労働省資料をもとに作成。 国 計 都道府県計 10,500億円 (※) 1.それぞれ保険給付費等の9%、32%、9%の割合を基本とするが、 低所得者数に応じ、保険料額の一定割合を 市町村計 1800億円 定率国庫負担等のうち一定額について、財政調整機能を強化する観点 **公費で支援**。

3.退職被保険者を除いて算定した前期高齢者交付金額であり、実際の交付額とは異なる。

から国の調整交付金に振りかえる等の法律上の措置がある。

2. 令和4年度決算における決算補填等の目的の一般会計繰入の額。



決算補填等のための一般会計繰入の状況

●不足する財源の補填等を目的として行われる市町村の一般会計から国保特別会計への繰入について、令和5年度は234市町村1,220億円となっており、平成27年度と比べると公費拡充の効果もあり、約3分の1に減少しています。また繰入の目的については、「累積赤字補填によるもの」は0.8%にとざまっており、「保険料(税)の負担緩和を図るため」のものが54.4%と約半分を占めています。

図5 一般会計からの決算補填等目的の法定外繰入

■市町村の一般会計からの法定外繰入の推移



単年度収支差黒字・赤字保険者の割合

●令和5年度の単年度収支差引額をみると、都道府県及び市町村の国保特別会計の合計額では 1,288億円の赤字となっています。市町村単独でみてみると、32.6%(1,716保険者中560保険者) の保険者が黒字であり、赤字の保険者は67.4%(1,716保険者中1,156保険者)となっています。

[、]国保(都道府県·市町村)における単年度収支差黒字·赤字保険者の状況

								,	赤字保険者	<u> </u>		
	単年度 収支	保険者	ļ.	黒字保険者	Í				J. J. PKPX E		者の内訳	
年度	差引額	総数	保険	者数	黒字額	保険	者数	赤字額	新	規	継	続
	(億円)			割合 (%)	(億円)		割合 (%)	(億円)	保険者数	赤字額 (億円)	保険者数	赤字額 (億円)
令和元	▲ 304											
市町村	▲ 216	1,716	871	50.8	582	845	49.2	▲ 798	258	▲ 144	587	▲ 655
都道府県	▲ 88	47	30	63.8	349	17	36.2	▲ 437	17	▲ 437	0	0
令和2	4,289											
市町村	838	1,716	1,095	63.8	1,129	621	36.2	▲291	234	▲ 71	387	▲220
都道府県	3,451	47	47	100.0	3,451	0	0.0	0	0	0	0	0
令和3	▲ 473											
市町村	610	1,716	1,078	62.8	959	638	37.2	▲349	304	▲ 155	334	▲194
都道府県	▲ 1,083	47	17	36.2	181	30	63.8	▲ 1,264	30	▲ 1,264	0	0
令和4	▲ 1,192		-									
市町村	▲125	1,716	778	45.3	544	938	54.7	▲669	466	▲313	472	▲356
都道府県	▲ 1,067	47	14	29.8	134	33	70.2	▲ 1,201	8	▲ 128	25	▲ 1,073
令和5	▲1,288											
市町村	▲ 1,054	1,716	560	32.6	250	1,156	67.4	▲ 1,305	416	4 90	740	▲ 814
都道府県	▲ 234	47	15	31.9	337	32	68.1	▲ 571	12	2 00	20	▲ 372

⁽注) 1.厚生労働省 [国民健康保険(市町村国保)の財政状況について]をもとに作成。

^{2.}単年度収支差引額は、医療給付分と介護分を合わせたもの。

^{3.}割合は、保険者総数に対する割合である。

保険料(税)

保険料(税)調定額の状況

●国保(市町村)における保険料(税)調定額の総額は減少傾向となっている一方、一人当たり保険料(税)の調定額は保険料(税)率の引上げ等により増加傾向にあります。

図6 国保(市町村)における保険料(税)調定額の推移



参考 保険料の軽減に係る制度

●国保(市町村)の構造的な問題から生じる財政への影響に対応するため、保険料軽減の対象となる低所得者数に応じた財政支援が行われています。また、令和4年4月に「子どもに係る保険料の軽減措置」が導入されたことに加え、令和6年1月から「出産時における保険料負担の軽減措置」が実施されています。

各制度等の概要

○保険者支援制度

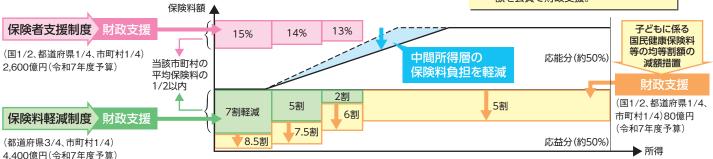
保険料軽減の対象となる低所得者数に応じて、平均保険料の一定割合を保険者に対して財政支援。

○保険料軽減制度

保険料軽減(応益分の7割、5割、2割) の対象となった被保険者の保険料のうち、軽減相当額を公費で財政支援。

○子どもに係る国民健康保険料等の 均等割額の減額措置

全世帯の子ども(未就学児)に係る被保 険者均等割額を減額し、その減額相当 額を公費で財政支援。

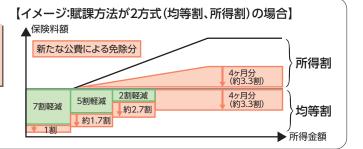


令和6年1月から施行

○出産時における保険料負担の軽減

出産する被保険者に係る産前産後期間相当分(4ヶ月分)の均等割保険料と所得割保険料を公費で財政支援。

(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)15億円(令和7年度予算)



(注)厚生労働省資料をもとに作成。

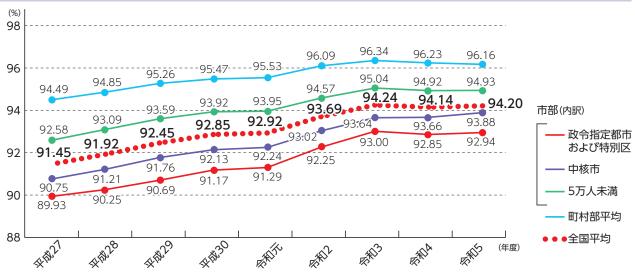
参考 子ども・子育て支援金制度

●こども・子育て政策の給付拡充に係る財源確保のために、「子ども・子育て支援金制度」が令和8年度に創設されます。国保を含め医療保険者は、医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収することになります。

2 保険料(税)収納率

●国保(市町村)の保険料(税)収納率は上昇傾向であり、令和5年度では94.2%(全国平均)となっています。上昇の要因としては、各保険者が口座振替の促進や多重債務者への相談の充実等、納付環境の整備・充実を図ったことによるものと考えられます。

図 → 国保(市町村)における保険者規模別保険料(税)収納率の推移

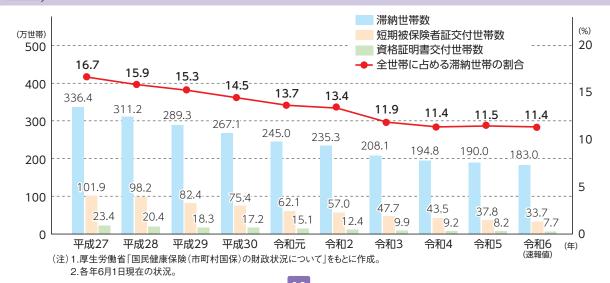


- (注)1.厚生労働省「国民健康保険(市町村国保)の財政状況について」をもとに作成。
 - 2.市部内訳における保険者規模は、年度平均の被保険者数による。
 - 3.収納率は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出している。

3 滞納状況

●保険料(税)の滞納世帯数は年々減少しており、令和6年6月1日現在では約183万世帯となっています。減少の要因としては、各保険者が納付環境の整備・充実を図るとともに、滞納処分の強化を行ったこと等によるものと考えられます。

図8/ 国保(市町村)における保険料(税)の滞納世帯数等の推移



国民医療費の状況

- ●令和5年度の国民医療費[※] (実績見込み) は48兆509億円で、前年度の46兆6,967億円に比べ1 兆3,542億円、約2.9%の増加見込みとなっています。これは高齢化や医療の高度化の影響による ものと考えられています。国民医療費の国民所得に占める比率は、10%程度となっています。
- ●また、人口構造の高齢化が急速に進む中、後期高齢者(老人)医療費も増加しており、国民医療費に占める割合は令和5年度には38.8%となっています。
- ※国民医療費: 当該年度内の医療機関等における保険診療の対象となり得る傷病の治療に要した費用を推計したもの

直近の医療費の動向 (%) (兆円) 国民医療費 12 後期高齢者(老人)医療費(再掲) 50 11.4% 11.4% 国民医療費の対国民所得比 10.8% 10.8% 11 国民医療費の対GDP比 10 ※()内は後期高齢者(老人)医療費の 40 国民医療費に占める割合 8.1%8.2% 9 8.5% 7.8% 7.7% 7.8% 48.1 8 7.1% 45.0 46.7 30 7 6.2 % 43.1 6.1% 5.9% 5.6% 40.1 6 5.1% 4.6% 4.8% 5 20 30.1 33.1 27.0 4 20.6 3 10 16.0 2 5.9 17.1 17.8 18.6 (37.9%)(38.2%) (38.8%) 1 41 8.9 11.2 (37.2%) 14.2 16.0 (37.2%) (33.1%) (25.4%)(28.8%)0 REFEE O

- (注)1.厚生労働省資料をもとに作成。
 - 2.国民所得及びGDPは内閣府発表の国民経済計算による。
 - 3.令和5年度の国民医療費(及び後期高齢者医療費。以下同じ。)は実績見込みである。
 - 令和5年度分は、令和4年度の国民医療費に概算医療費の伸び率を乗じることによって推計している。
 - 4.後期高齢者医療費(老人医療費)については、3月から翌年2月を年度の区切りとしている。
- ●国民医療費の財源の約半分は被保険者等から徴収した保険料により賄われています。

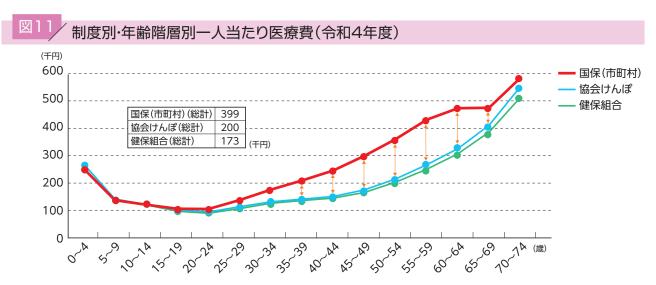
図10/財源別国民医療費(令和4年度)

			財源別	別国民	医療費 46兆6	,967億	円			
09	% 10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
		公費 176,837 (37.9)				保険料 233,50 (50.0	06		56,	の他 625 2.1)
	国盾 117,9 (25.	12	地方 58,925 (12.6)		事業主 101,316 (21.7)		被保険 132,1 (28.3	89	患者 54,; (11	
- 1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	I

- (注) 1.厚生労働省「国民医療費の概況」をもとに作成。
 - 2.括弧なし数値は推計値(単位:億円)、括弧内の数値は構成割合(単位:%)である。

2 制度別・年齢階層別一人当たり医療費

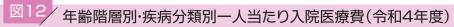
●国保(市町村)は中高年者や高齢者が多いため、一人当たり医療費が比較的高くなっており、最も低い健保組合とは2.3倍と大きな差があります。また、年齢階層別にみると、特に35歳から69歳が他の制度と比べて高くなっています。

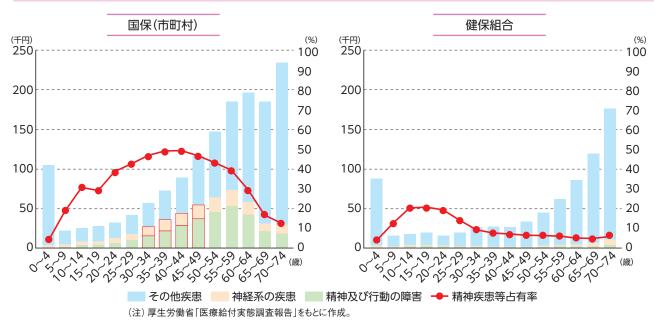


(注) 1.厚生労働省「医療給付実態調査報告」をもとに作成。 2.一人当たり医療費は、「診療費(入院、入院外、歯科)」、「調剤」及び「食事・生活療養」に係る総額である。

他の制度との入院医療費の比較

- ●入院医療費を疾病分類別にみると、国保(市町村)は他の制度と比較して、幅広い年齢層で「精神及び行動の障害」及び「神経系の疾患」(以下「精神疾患等」といいます。)にかかる医療費が高くなっています。
- ●特に30歳から49歳までの間では、入院医療費の約50%を精神疾患等にかかる医療費が占めています。

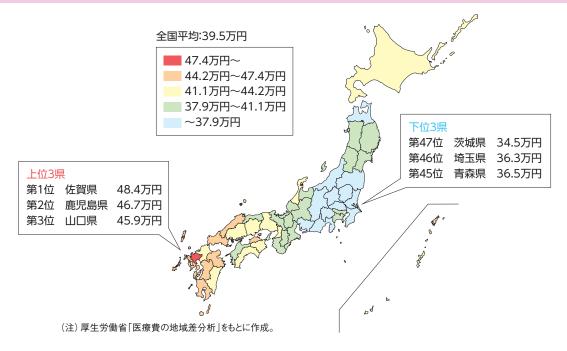




一人当たり医療費の地域差

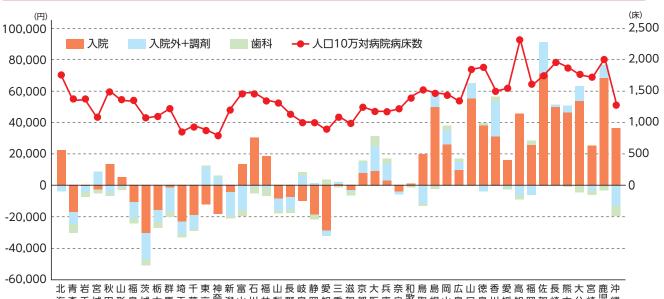
- ●医療費の地域差の要因としては、人口の年齢構成、病床数等医療提供体制、住民の生活習慣など様々なものがあります。このうち、年齢構成の違いによる影響を除いた一人当たり年齢調整後医療費※は、北海道と西日本で高く、東日本で低い傾向があります。
- ※一人当たり年齢調整後医療費:当該地域の加入者の年齢構成が全国平均と同じとした場合の一人当たり医療費

図13 国保(市町村)における都道府県別一人当たり年齢調整後医療費(令和4年度)



●都道府県別の一人当たり年齢調整後医療費と全国平均医療費との差を診療種別にみると、入院 医療費の多寡による影響が比較的大きいことがわかります。また、入院医療費は、病床数と強い 相関関係にあることがわかっています。

図 14 国保(市町村)における都道府県別一人当たり年齢調整後医療費と全国平均医療費との差及び病床数の状況



5

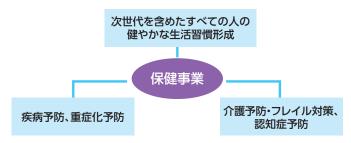
保健事業



国保における保健事業

国民健康保険法における保健事業の位置づけ

●国民健康保険法第82条第1項では、市町村及び国保組合は、特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならないこととされています。

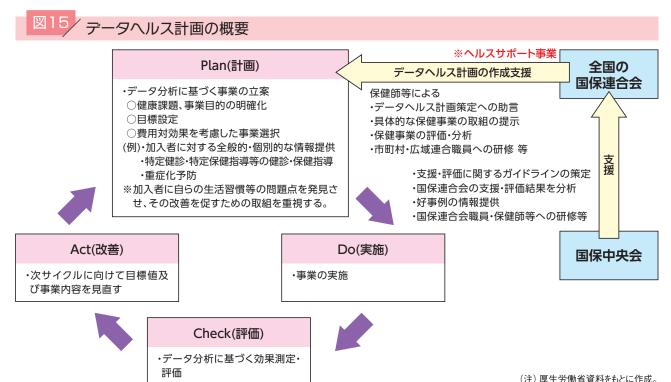


厚生労働省「2040年を展望した社会保障・働き方改革本部」のとりまとめでは、現役世代の人口の急減という新たな局面に対応するため、2040年までに健康寿命を男女とも3年以上延伸し(2016年比)、75歳以上とすることを目指すとされています。そのような状況の中、疾病予防、重症化予防等の取組に対して、保険者努力支援制度(P.34参照)により保険者インセンティブが強化されています。

※保健事業の実施にあたっては、保険者独自の特性や、健康課題等を踏まえ、 効果的・効率的な事業のあり方を検討する必要がある。

データヘルス計画を踏まえた保健事業の実施

- ●国保保険者は、レセプトや健診情報等のデータ分析に基づく効果的・効率的な保健事業をPDCAサイクルで実施するための事業計画である「データヘルス計画」の策定に努めることとされています。
- ●「データヘルス計画」には、特定健康診査・特定保健指導の実施率向上、糖尿病性腎症等の生活習慣病の重症化予防等の保健事業が掲載されています。
- ●令和6年度からの第3期データヘルス計画では、厚生労働省により設置することが望ましい指標の例や共通の様式例が示されるなど、計画の標準化が進められました。



特定健康診査・特定保健指導の状況

- ●平成20年4月から、医療保険者に対し、40歳以上の被保険者を対象とする内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)該当者及び予備軍を減少させるための特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられました。
- ●保険者機能の責任を明確にする観点から、厚生労働省において、全保険者の特定健康診査及び特定保健指導の実施率が平成29年度実施分から公表されています。

図 16/ 国保(市町村)における都道府県別特定健康診査実施率(令和5年度)

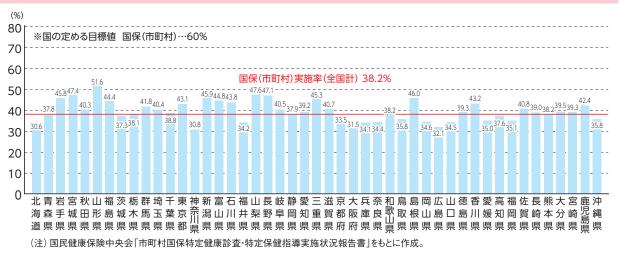
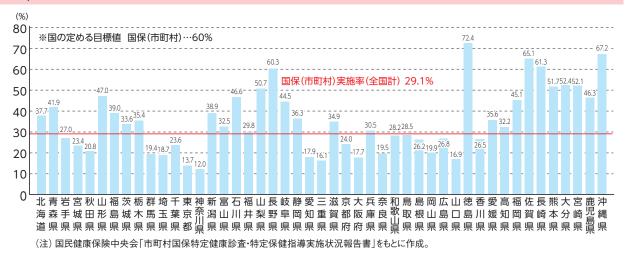


図 17/ 国保(市町村)における都道府県別特定保健指導実施率(令和5年度)



●国保(市町村)における特定健康診査の実施率を年齢階層別にみると、70~74歳が45.9%と最も高く、年齢階層が低くなるにつれて実施率が低下し、40~44歳では21.7%となっています。なお、特定保健指導においても同様の傾向が見られます。

表4 国保(市町村)における年齢階層別特定健康診査・特定保健指導実施率(令和5年度)

年齢階層	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳
特定健康診査	21.7%	22.8%	24.7%	28.5%	36.5%	44.3%	45.9%
特定保健指導	20.3%	21.3%	21.8%	23.2%	25.8%	32.9%	34.3%

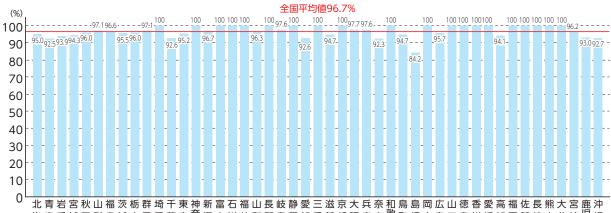
⁽注) 厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導の実施状況」をもとに作成。



糖尿病性腎症重症化予防

- ●我が国の慢性透析患者数は343.508人※となっており、人工透析の主な原疾患である糖尿病性腎症 の重症化予防は、健康寿命の延伸とともに医療費適正化の観点において重要な課題とされています。
- ●糖尿病性腎症重症化予防に取り組む保険者の割合は、都道府県別では84.2%から100%まで差 があります。
- ※出典: 日本透析医学会 医学会雑誌2024:57:543-620 「わが国の慢性透析療法の現況2023年12月31日現在 |

国保(市町村)における都道府県別糖尿病性腎症重症化予防の取組状況(令和6年度)



(注)厚生労働省「令和7年度国民健康保険保険者努力支援制度(取組評価分)

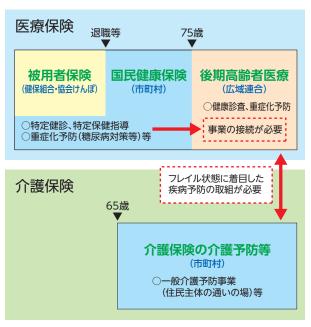
共通指標③生活習慣病の発症予防・重症化予防の取組の実施状況(令和6年度の実施状況を評価)の得点状況」をもとに作成。



高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

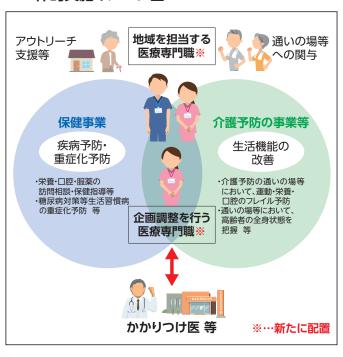
- ●後期高齢者医療広域連合及び市町村において、高齢者の保健事業を国保の保健事業や介護予防 の取組と一体的に実施する取組が、令和2年4月から開始されました。
- ●令和7年2月現在、全体の98.2%である1.709の市町村において一体的実施の事業が展開されて います。令和7年度以降は、実施市町村における取組の量の増加と質の向上を目指しています。

▼保健事業と介護予防の現状と課題



(注)厚生労働省資料をもとに作成。

▼一体的実施イメージ図



国民健康保険団体連合会の概要

- ●国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」といいます。)は、国保の保険者である都道府県、市町村(特別区 を含みます。)及び国民健康保険組合が共同で事務を行うために47の都道府県単位に設置された公法人です。
- ●市町村等の委託を受けて、国保をはじめ後期高齢者医療、介護保険、障害者総合支援等の審査支払 や保健事業の支援など様々な業務を共同で実施し効率化を図っています。

国保連合会の主な業務

国民健康保険

査支

- 国民健康保険の診療報酬等
- ・出産育児一時金(支払業務)

務払

・保険者事務共同電算処理(資格確認、高額療養費の支給額計算、 医療費通知、後発医薬品利用差額通知作成等)

- ・第三者行為損害賠償求償事務
 - ・レセプト点検の支援
 - ・後発医薬品利用差額通知コールセンター ・保険者レセプト管理システムの運用管理 ・国保事業費納付金の算定

 - ・保険料(税)適正算定への支援
- ・高額療養資金貸付事業
 - 保険料の年金からの特別徴収経由機関業務
 - 特定健診・特定保健指導に係る費用の支払及びデータ管理
 - ・国保・後期高齢者ヘルスサポート事業
 - · 保険者協議会

後期高齢者医療·介護保険·障害者総合支援等

- 後期高齢者医療診療報酬等
- 公費負担医療費介護給付費等
- 障害者総合支援給付費
- 地方単独事業による福祉医療費

◎後期高齢者医療

- · 保険者事務共同電算処理
 - 三者行為損害賠償求償事務
- ・後発医薬品利用差額通知コールセンター・国保・後期高齢者ヘルスサポート事業
- ・保険料の年金からの特別徴収経由機関業務

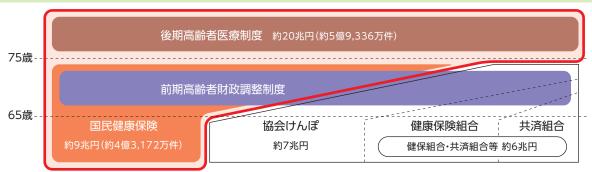
◎介護保険

- · 介護保険者事務共同電算処理
- ・第三者行為損害賠償求償事務 ・介護サービス相談・苦情処理事業
- · 介護給付適正化対策事業
- ・保険料の年金からの特別徴収経由機関業務

◎暗害者総合支援

- ・障害者総合支援市町村事務共同処理
- ◎その他
 - ・地方自治体の医療・保健・介護・福祉に関する業務の支援
- ●国保連合会では、保険医療機関等から提出される国保及び後期高齢者医療にかかる医療費の明 細書 (レセプト) について、年間約10億件を審査し、我が国の医療給付費約42兆円のうち約7割を 占める約29兆円を取り扱っています。
- 適切に審査支払を行うことで、住民はいつでもどこでも安心して保険診療等を受けることができ、 また、決められた日程に従って定期的に診療報酬等を支払うことで、保険医療機関等の経営の安 定に貢献しています。

国保連合会における診療報酬審査支払の取扱範囲



- (注) 1.厚生労働省資料をもとに作成。
 - 2.赤枠内が国保連合会において取り扱う範囲。
 - 3.金額は、令和6年度予算ベースの医療給付費。
 - 4.審査件数は、令和6年度の受付件数から返戻件数を除いた件数(医科・歯科・調剤)。
 - 5.65~74歳は前期高齢者財政調整制度により、国保と被用者保険の保険者間で負担の調整を行っている。

2 国民健康保険中央会の概要

- ●国民健康保険中央会(以下「国保中央会」といいます。)は、全国47都道府県に設置されている国保連合会を会員とする中央団体(公益社団法人)です。国民健康保険制度に限らず、後期高齢者医療制度、介護保険制度、障害者総合支援制度といった他の社会保障制度においても市町村等に対して円滑な運営に資するための支援を行っています。
- ●各都道府県の国保連合会が市町村保険者等から委託された業務を効率よく運営するため、国保総合システムをはじめとする全国規模のシステムを構築し、コストの削減に努めています。また、国保連合会において保険医療機関等への診療報酬等の審査支払が適切かつ迅速に行えるよう、必要な支援を行っています。
- ●健診・医療・介護の情報を結び付けた国保データベース (KDB) システムを構築し、地域ごとの特徴や個人の状況等を可視化することで、効果的な健康づくりの支援をしています。

診療報酬等 審査支払業務

- 審査支払業務改革の推進
- ・国民健康保険診療報酬特別審査の実施
- ・診療報酬等全国決済業務の実施
- ・過誤調整の合理化(保険者間調整の円滑な実施に向けた支援)

医療・介護DXへの対応

- マイナ保険証とオンライン資格確認
- ・介護情報基盤の構築
- ・予防接種事務のデジタル化

制度改善対策と 調査研究・情報提供

- ・制度改善強化の推進(国保制度改善強化 全国大会の開催)
- ・データブック『国保のすがた』
- ・調査研究、統計等資料整備、刊行物の発行
- ・電子情報による広報・ネットワークの充実

保健事業への対応

- ・保険者支援体制の強化
- ・国保診療施設対策の推進
- 生活習慣病予防対策の支援等
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実
- 施への対応
- 保険者協議会の運営支援

ITを活用した 業務効率化への対応

- ・ITを活用した業務効率化の推進
- ▷国保連合会及び国保中央会における審 査支払等業務にかかる業務処理システ ムの開発等
- ▷国保保険者における業務支援システム の開発等
- ○後期高齢者医療広域連合及び構成市町村における業務支援システムの開発等

保険者支援・ 国保財政運営の 安定化への対応

- ・保険料(税)適正算定マニュアル(試算ツール)の普及促進
- ・第三者行為損害賠償求償事務の充実
- ・後発医薬品(ジェネリック)の使用促進に向けた取組
- ・海外療養費不正請求対策
- ・国保財政運営の安定化に向けた取組
- ・国の保健医療対策への協力(流行初期医療確保措置等)

介護保険・ 障害者総合支援への対応

- ・介護給付費審査支払等の円滑な運用に向 けた支援
- 介護給付適正化事業の推進
- ・障害者総合支援給付費審査支払の円滑な 運用に向けた支援
- ・介護保険・障害者総合支援システムの一 拠点化

. .



1 審査体制

●国保連合会における診療報酬明細書 (レセプト) の審査件数は概ね増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う受診控え等の影響により一時的に減少した令和2年度を除き、近年は概ね約10億件程度で推移しています。また、審査体制をみると、審査委員数と審査支払担当職員数の合計は、業務の効率化等を通して約6千人程度で推移しており、令和6年度は6,176人となっています。

図19 国保連合会の審査体制及び審査件数の推移

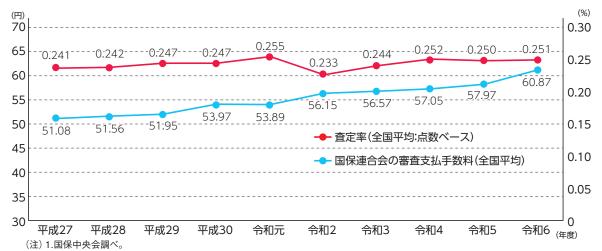


- 3.審査委員数は、各年度とも4月審査時点の審査委員数(医科・歯科・調剤)。
- 4.審査件数は、受付件数から返戻件数を除いた件数(医科・歯科・調剤、国保及び後期)。

2 診療報酬等審査支払手数料・査定率

●国保連合会における診療報酬審査支払手数料は、ICTを活用した業務の効率化等により手数料単価の抑制に努め、令和6年度の速報値では一件当たり60.87円となっています。

図20 国保連合会における診療報酬審査支払手数料・査定率の推移



- 2.審査支払手数料は、「国保+後期高齢者医療制度」の手数料単価(手数料総額/取扱件数)。
 - 3.審査支払手数料は、令和5年度以前は決算(確定)、令和6年度は予算(速報)。
 - 4.査定率は、4月~3月審査分の「国保+後期高齢者医療制度」の査定率((請求点数-決定点数)÷請求点数×100 ※返戻レセプト除く)

3 診療報酬特別審査

- ●医療の高度化、専門化及び請求内容の複雑多様化に対して審査の適正化を図るため、国保連合会に請求された診療報酬明細書(レセプト)のうち極めて高額なもの(下記「診療報酬特別審査の基準」参照)については、国保中央会に国民健康保険診療報酬特別審査委員会を設置し、高度専門医療等の見識を有する委員により、全国統一的に審査を行っています。
- ●近年では、医療の高度化・進歩等により特別審査の対象となる症例が増えており、受付件数も増加傾向にあります。

診療報酬特別審査の基準

①医科 入院に係るレセプトのうち点数(心・脈管に係る手術を含むものは特定保険医療材料を除いた点数)が38万点(特定機能病院及び臨床研究中核病院にあっては35万点)以上のもの 希少手術(同種死体肺移植術、生体部分肺移植術、同種心移植術、同種心肺移植術、生体部分肝移植術及び同種死体肝移植術)を含む診療に係るもの 20万点以上

図21/診療報酬特別審査(医科)審査状況の推移



(注) 1.国保中央会調べ。

- 2.特別審査委員会で審査するレセプトは令和元年7月審査(6月診療分)から拡大され、具体的には①対象点数を40万点から38万点以上に引き下げ、 ②稀少手術(肝移植・肺移植・心移植)を含むものは点数に関わらず全て対象となった。
 - また、令和5年4月審査(3月診療分)より特別審査委員会の審査対象となる基準の見直しが行われ、対象だった38万点以上の医科レセプトのうち 入院外及び漢方レセプトが対象外となり、新たに特定機能病院及び臨床研究中核病院の35万点以上における入院レセプトが対象に加えられた。

4 診療報酬等全国決済業務の実施

- ●国保では、被保険者が他県において診療を受けた際に、国保中央会が47国保連合会間での診療報酬額等の相殺事務を行い、保険医療機関等はすべて自県の国保連合会に診療報酬等を請求・受領する仕組みとなっています。この全国決済制度により請求事務の簡素化や支払手続きの単一化が図られ、被保険者が全国の保険医療機関等を受診することが可能となっています。
- ●現在、国保中央会では、診療報酬のほかに出産育児一時金、特定健康診査・特定保健指導、介護給付費、障害者総合支援給付費等において、全国決済業務を行っており、診療報酬では年間約4,140万件(約1兆2,470億円)を取り扱っています。

表5/全国決済業務の実施状況(令和6年度)

	診療報酬等	出産育児 一 時 金	特定健康診查· 特定保健指導	介護給付費等	障害福祉 サービス	障害児支援	風 し ん 抗体検査等	新型コロナウイルス ワクチン接種等費用
処理件数	4,139.6万件	1.2万件	16.6万件	634.4万件	60.7万件	12.7万件	1.1万件	1.4万件
処理金額	1兆2,470億円	56億円	16億円	3,521億円	1,390億円	98億円	0.5億円	0.4億円

- (注) 1.国保中央会調べ。
 - 2.処理件数・金額は、それぞれ受取分と支払分を合算したもの。
 - 3.新型コロナウイルスワクチン接種等費用については、令和6年5月(4月請求)分まで取扱。

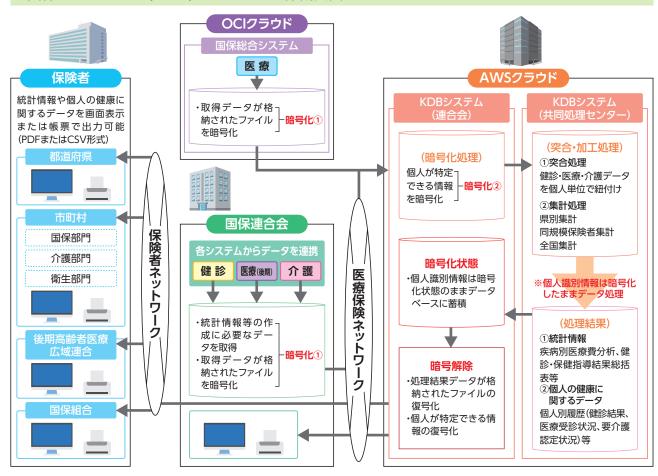
保健事業

●近年では健康医療情報の電子的管理が進み、レセプトや健診データ等に基づき加入者の健康状態に即したより効果的・効率的な保健事業 (データヘルス) が求められるようになりました。国保連合会・国保中央会では、保険者が実施するデータヘルスの推進や医療費適正化に向けた取組を支援しています。

1 国保データベース (KDB) システム

- ●PDCAサイクルに沿ったデータヘルス計画の策定や実施等を支援するため、国保中央会は平成25年度に国保データベース(KDB)システムを開発し、国保保険者へ提供しています。
- ●KDBシステムとは、国保連合会が保険者からの委託業務を通じて管理する「健診・保健指導」、「医療」、「介護」の各種データを活用して、「統計情報」や「個人の健康に関するデータ」を作成するシステムです。

国保データベース(KDB)システムの全体概要図



国保保険者における KDBシステム参加率 (令和7年4月処理時点)

制	参加率	
健 診	国 保	100%
医砂	後期	100%
医療	国保	100%
区 怎	後期	100%
介	護	99.94%

KDBシステムにおける 蓄積データ件数(共同処理センター) ※平成24年6月処理~令和7年4月処理

1億5,341万件
125億7,015万件
19億6,380万件
146億8,736万件

制度間でのデータ突合率 (令和7年4月処理時点)

健診⇔医療	98.04%
医療⇔介護	99.22%
国保⇔後期	83.81%

2. 突合率…健診・医療・介護といった異なる制度間でのデータ突合率の集計。

⁽注) 1.国保中央会調べ。

2 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業

●国保・後期高齢者等のデータヘルス事業を推進するための取組として、平成26年度から国保中央会に「国保・後期高齢者ヘルスサポート事業運営委員会」を設置するとともに、国保連合会には「保健事業支援・評価委員会」を設置し、国保保険者及び後期高齢者医療広域連合によるデータヘルス計画の策定、実施、評価等の支援を行う「国保・後期高齢者ヘルスサポート事業」を実施しています。

国保・後期高齢者ヘルスサポート事業の全体像

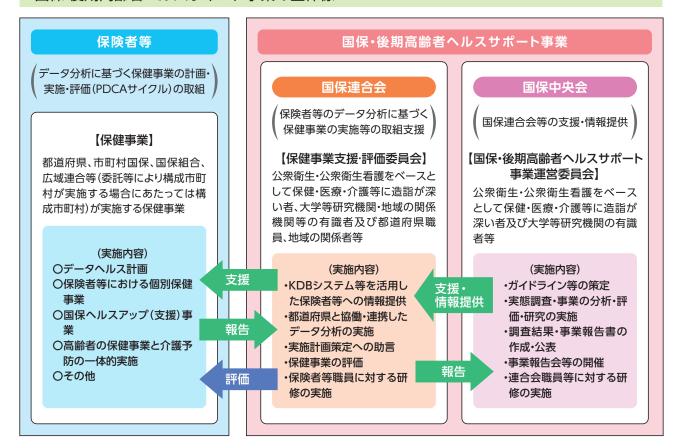


表6 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業**1による保険者への支援状況

	者	邻道府県	₹	市	町村国	保	Ē	国保組包	à		期高齢 象広域)			計		後期高齢者医療広域 連合内構成市町村 ^{※2}
	保険者数	保支 険援 者 数	支援率	保険者数	保支 険援 数	支援率	保険者数	保支 険援 者 数	支援率	広域連合数	広域 連合数	支援率	保険者数	保支 険援 者 数	支援率	市支 町 村 数 成
令和 6年度	47	42	89.4%	1,716	1,213	70.7%	158	54	34.2%	47	33	70.2%	1,968	1,342	68.2%	513

⁽注) 1.国保中央会調べ。

3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の全国的な横展開

●令和元年度から、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施(P.16下段参照)の円滑な導入や推進を目的として、国保連合会において後期高齢者医療広域連合及び市町村が一体的実施に取り組むための支援を行い、国保中央会において国保連合会による支援のサポートを行っています。

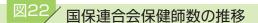
^{2.}令和7年3月末現在。

^{(※) 1.}保健事業支援・評価委員会による支援数も含む。 2.国保連合会が構成市町村に支援した数。

参考資料

4 国保連合会保健師の活動

●国保連合会保健師は、国保データベース(KDB)システムで保有する健診・医療・介護情報を活用し、 関係機関と連携を図りながら、保険者のデータヘルス、予防・健康づくりの推進に関する専門的業務 を行っており、現在150名となっております。





●国保連合会保健師が従事している業務は「保健事業計画に関する支援」が84.0%と最も多く、次いで「保健事業支援・評価委員会関連事業」が82.0%、「高齢者の保健事業に関する支援」が80.7%、「レセプト・健診情報活用関連」が80.0%となっています。(令和7年4月1日現在、国保中央会調べ。)

4

保険者等事務の共同事業

1 後発医薬品(ジェネリック)の普及促進に向けた取組

●患者負担の軽減や医療保険財政の健全化を図るため、国保連合会では、後発医薬品(ジェネリック)の利用差額通知や希望カード等の作成を通じて、保険者等における後発医薬品の普及促進に向けた取組を支援しています。また、国保中央会では、利用差額通知を受領した被保険者からの照会に対応するため、専用のコールセンターを設置して、保険者等事務の軽減を図っています。

7/ 国保連合会における後発医薬品普及促進等事業の受託状況(令和6年度)

受 託 業 務		国	保	広域連合	合 計	
		市区町村	国保組合	山以建口		割合
後 発 医薬品の 普及促進	後発医薬品利用差額通知の作成	1,567	118	18	1,703	87.6%
	後発医薬品利用差額通知のデータ提供	385	32	11	428	22.0%
	希望カード・シールの作成	392	8	3	403	20.7%
	後発医薬品利用差額通知コールセンターの設置	1,321	93	21	1,435	73.9%

⁽注) 1.国保中央会調べ。

^{2. 「}後発医薬品利用差額通知コールセンターの設置」は、国保中央会が設置するコールセンターを利用している保険者数及び各国保連合会が独自に設置するコールセンターを利用している保険者数の合計である。

2 出産育児一時金の支払業務

- ●平成21年10月から、被保険者等の経済的負担の軽減を目的として、保険医療機関や助産所などの 分娩機関等が国保連合会等審査支払機関を経由し、保険者へ直接、出産に係る給付の申請及び給 付金の受取を行う直接支払制度が導入されました。
- ●国保連合会は、この直接支払制度において、分娩機関等から提出される専用請求書をもとに給付金の支払事務を実施しています。

表8/ 国保連合会における出産育児一時金の請求受付件数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
病 院	49,041件	47,410件	43,054件	39,917件	36,816件
診 療 所	42,343件	40,684件	36,001件	33,571件	31,037件
助産所	935件	947件	910件	731件	683件
合 計	92,319件	89,041件	79,965件	74,219件	68,536件

⁽注) 国保中央会調べ。

3 第三者行為損害賠償求償事務

- ●国保、後期高齢者医療や介護保険における保険給付の対象となる病気や負傷等について、その原因が第三者による不法行為の結果生じたものである場合には、保険者等は給付に要した費用を第三者へ損害賠償請求(第三者行為損害賠償請求)することになります。
- ●国保連合会では、保険者等からの委託を受けて請求事務を行うなど、保険者等事務の軽減を図っており、令和7年4月からは、都道府県が市町村の委託を受け求償事務の一部を実施可能となるとともに、当該事務を国保連合会に委託できるようになりました。

国保連合会における第三者行為損害賠償求償事務の受託状況(令和6年度)

受 託 業 務 -		玉	保	後期	合 計	
	市区町村	国保組合	1夕 #1		割合	
第三者行為損害賠任	第三者行為損害賠償求償事務			47	1,910	99.4%
第三者行為抽出等	第三者行為対象レセプトの抽出	1,410	124	28	1,562	80.4%
郑一日门卿四田子	第三者行為該当一覧表の作成	1,549	146	21	1,716	88.3%

⁽注) 国保中央会調べ。

4 その他

●国保連合会では、審査支払業務等のほか保険者等に共通する業務を共同で実施することにより、 事務負担の軽減や効率化を図り、円滑な事業運営を支援しています。

国保連合会における保険者等事務共同事業の受託状況(令和6年度)

受 託	国	保	後 期		
文 記	市区町村	国保組合	広域連合	構成市区町村*	
被保険者証等の作成	534	14	6	30	
医療費通知の作成	1,575	125	9	_	
高額療養費支給勧奨関係通知	の作成	500	44	11	_
性宁原药 性宁伊萨诺	受診券・利用券の作成	356	71	5	168
特定健診·特定保健指導 	法定報告	1,736	156		
保険者月報(データ提供のみを	1,279	112	6	_	

⁽注) 国保中央会調べ。

^(※)後期高齢者医療広域連合を構成している市区町村から直接受託している数。

(5)

介護保険·障害者総合支援関連業務

1 介護保険事業・障害者総合支援事業

●国保連合会は市町村からの委託を受けて、居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護保険施設等から請求される介護給付費等の審査及び支払を行っています。また、指定障害福祉サービス事業者等からオンラインで請求される障害者総合支援等の給付費の審査及び支払も行っています。国保中央会では、国保連合会が行うこれらの事務が円滑に運用できるよう、「介護保険審査支払等システム」や「障害者総合支援給付審査支払等システム」の開発・運用支援を行っています。

図23/

介護保険システム及び障害者総合支援システムの全国処理状況の推移



2 介護サービス苦情処理業務

●国保連合会では、介護保険法に基づき、介護サービス利用者、家族等から介護サービスに係る苦情の申し立てを受け、サービスの質の向上に関する調査、指導・助言を行っています。

表11/介護サービスに関する苦情相談件数の推移

	平成12年度	平成15年度	平成18年度	平成22年度	平成26年度	平成30年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	2,828件	4,913件	6,835件	6,259件	6,133件	6,012件	5,895件	6,263件	6,089件

⁽注) 国保中央会調べ。

3 介護給付適正化の取組

●国保中央会では、通常の介護給付費審査で検出困難な不適切・不正の可能性のある請求を発見し、給付の適正化を図るための「介護給付適正化システム」の開発・運用支援を行っています。国保連合会は、このシステムを活用して、実地指導が必要な事業所や過誤調整に直結する情報を保険者等へ提供することにより、介護給付の適正化へとつなげています。

表 12/介護給付適正化システムを使用した過誤調整等の状況(令和5年度)

	過誤申立件数	金額(効果額)		過誤申立件数	金額(効果額)
ケアプラン点検	6,361件	44,391千円	縦覧点検	46,544件	478,283千円
介護給付費通知	56件	-147千円	給付実績の活用	6,800件	22,516千円
医療情報との突合	17,357件	186,847千円	その他	135,271件	840,429千円

⁽注) 国保中央会調べ。



国の保健医療施策への協力

■国からの協力要請に基づき、国保連合会及び国保中央会は、国が推進する保健医療施策にも協力しています。

1 医療・介護DXの取組

- ●国が推し進める医療・介護DXの柱である「全国医療情報プラットフォームの構築」(医療保険者等向け中間サーバー等の保守・運営に係る業務、オンライン資格確認等に関する業務など)を社会保険診療報酬支払基金と共同で行っています。(P.36、38参照)
- ●オンライン資格確認等システムの基盤を活用して、予防接種デジタル化に向けたシステム群の開発や、介護情報基盤の構築を進めるなど、医療・介護DXの推進に向けた取組を行っています。 (P.39参照)

2 流行初期医療確保措置

- ●令和6年4月1日より、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、流行初期の感染症医療を提供する対象医療機関に対し、流行初期医療の確保に要する費用を支給することとなりました。
- ●感染症が発生した有事においては、対象医療機関への流行初期医療の確保に要する費用の支給に関し、審査支払機関は、都道府県が負担すべき費用及び有事で必要となった事務の執行に要する費用を都道府県から徴収するとともに、流行初期医療確保拠出金及び流行初期医療確保関係事務費拠出金を保険者から徴収します。

3 風しん対策(令和7年3月31日まで)

- ●平成30年7月以降、風しんの患者数が増加したことを受けて、国は「風しんに関する追加的対策」 を取りまとめ、抗体保有率が低い特定の年齢層の男性を対象に、令和元年度から全国において抗 体検査及び予防接種を実施し、令和7年3月31日をもって終了しました。
- ●国保連合会及び国保中央会は、対象者が住所地以外の医療機関等でも抗体検査及び予防接種を 実施できるよう、費用の請求・支払業務の代行を行うことで、医療機関等や市町村の事務負担軽 減を図りました。

表13 風しん抗体検査·予防接種費用取扱件数の推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
抗体検査	488,706件	288,591件	303,448件
予防接種	105,463件	61,703件	60,760件

⁽注) 1 国保中央会調べ。

^{2.}予防接種には、予診のみも含む。

その他の関連制度



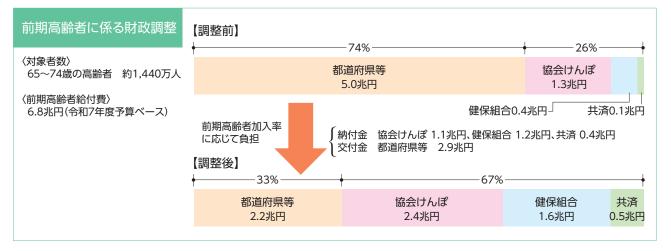
後期高齢者医療制度

1 現行の高齢者医療制度

●我が国は国保と被用者保険の二本立てで国民皆保険を実現しましたが、所得が高く医療費の低い現役世代は被用者保険に多く加入する一方、退職して所得が下がり医療費が高い高齢期になると国保に加入するといった構造的な課題がありました。このため、平成20年度から高齢者医療を社会全体で支える観点から、75歳以上について独立した高齢者医療制度を創設し現役世代からの支援金と公費で約9割を賄うこととし、65歳~74歳については加入者数等に応じた保険者間の財政調整を行う仕組みを設けました。

高齢者医療制度の概要

後期高齢者医療制度 後期高齢者医療費 【全市町村が加入する広域連合】 公費(約5割) 8.9兆円 〈対象者数〉 [国:都道府県:市町村=5.9兆円:1.5兆円:1.5兆円=4:1:1] 75歳以上の高齢者 約2,070万人 患者 負担 高齢者の保険料 1.7兆円 約1割 [軽減措置等で実質約9%程度] 後期高齢者支援金(若年者の保険料) 7.5兆円 〈後期高齢者医療費〉 20.4兆円(令和7年度予算ベース) 18.7兆円 ※上記のほか、保険料軽減措置や高額医療費の支援等の公費 0.6兆円 患者負担 1.7 兆円 交付 社会保険診療 報酬支払基金 〈支援金内訳〉 保険給付 保険料 協会けんぽ 2.7兆円 納付 健保組合 2.6兆円 医療保険者 0.9兆円 共済組合 1.5兆円 都道府県等 保険料 後期高齢者医療の被保険者 各医療保険 (健保組合、国保など) の被保険者 (75歳以上の者) (0~74歳)



- (注) 1.厚生労働省資料をもとに作成。
 - 2.各医療保険者が負担する後期高齢者支援金は、後期高齢者支援金に係る前期財政調整を含む。
 - 3.数値は令和7年度予算ベース。

2 後期高齢者医療制度の被保険者数・給付費の推移

- ●後期高齢者医療制度の被保険者数は、令和5年度は約1,942万人(制度が創設された平成20年度から約47.2%増)となり、総人口の約6人に1人を占めています。
- ●給付費においても、被保険者数の増加に加え医療技術の進歩・高度化等により、新型コロナウイルス感染拡大に伴う受診控えの影響等により減少した令和2年度を除いて、平成20年度以降伸び続けています。

図24 後期高齢者医療制度の被保険者数の推移(所得階層別)



- (注) 1.厚生労働省「後期高齢者医療事業状況報告」をもとに作成。
 - 2.現役並み所得者…課税所得145万円以上の者及びその者と同じ世帯に属する後期高齢者医療制度の被保険者。
 - 3.低所得Ⅱ…住民税非課税世帯。
 - 4.低所得 I …住民税非課税世帯(年金収入80万円以下など)
 - 5.後期高齢者の医療費の窓口負担割合の見直しにより、令和4年10月1日から所得階層が変更されている。なお、令和4年度の数値については、 所得階層変更以降の区分をもとに表記している。
 - 6.端数処理のため総数と内訳が一致しない場合がある。

図25 後期高齢者に係る給付費の推移

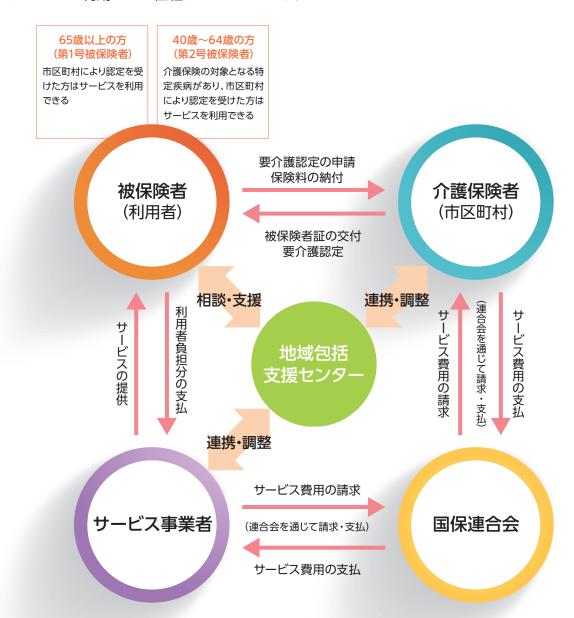


- (注) 1.厚生労働省「後期高齢者医療事業状況報告」をもとに作成。
 - 2.以下の医療費等は含まない。
 - ・平成28年度の熊本地震に係る医療費等(約0.5億円)
 - ・平成30年度の平成30年台風7号及び前線等に伴う大雨による被災、平成30年北海道胆振東部地震及び平成30年台風21号による被災に係る医療費等(約4億円)
 - ・令和元年度の令和元年台風15号による被災及び令和元年台風19号による被災に係る医療費等(約2億円)
 - ・令和2年度の令和2年7月豪雨による被災に係る医療費等(約4億円)

2 介護保険制度

1 介護保険制度の概要

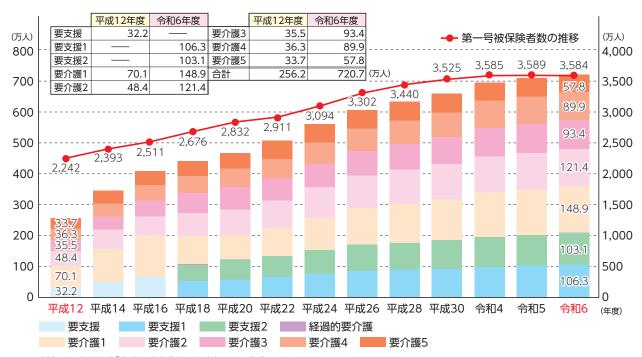
- ●高齢化の進展に伴い、寝たきりや認知症などにより介護や支援が必要な方の増加や介護期間の長期化など、介護のニーズがますます増大する一方で、核家族化の進行や介護をする家族の高齢化など、介護が必要な方を支えてきた家族をめぐる状況も変化しています。そこで、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして、介護保険制度が平成12年4月から始まりました。
- ●介護保険制度は、市町村及び特別区(以下「市区町村」といいます。)が保険者となって運営していますが、国、都道府県、医療保険者、年金保険者等が共同して支えています。また、介護が必要な高齢者が心身の状況や生活環境等に応じてサービスを選択し、できる限り在宅で自立した日常生活を送ることを目指す制度です。
- ●40歳以上のすべての人が加入者 (被保険者) となって保険料を納め、介護が必要となったときには サービスが利用できる仕組みになっています。



2 要介護(要支援)認定者

●介護保険制度が創設された平成12年度に約256万人だった要介護(要支援)認定者数は、令和6年度には約721万人にまで増加しています。

図26 要介護(要支援)認定者数の推移

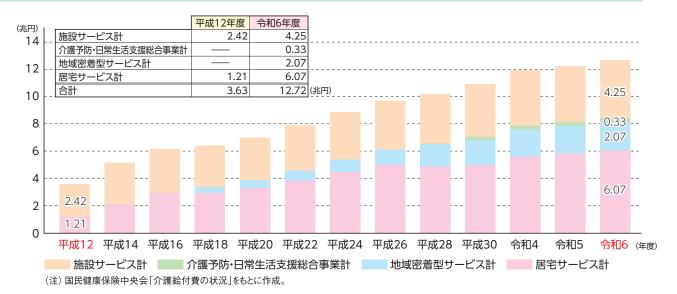


- (注) 1.厚生労働省「介護保険事業状況報告」をもとに作成。
 - 2.端数処理のため総数と内訳が一致しない場合がある。
 - 3.介護保険法の改正に伴い、平成18年4月から要介護度の区分が変更されている。
 - 4.令和6年度については、速報値。

3 介護費

●要介護 (要支援) 認定者数の増加に伴い、介護費も制度創設当初から一貫して増加傾向にあります。平成12年度に約3兆6,300億円だった介護費は、令和6年度には約12兆7,200億円と約3.5倍になっています。

図27/介護費の推移



障害者総合支援制度

1 障害者総合支援制度の概要

●障害者総合支援制度は、障害がある方もない方も、互いの人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指して、障害がある方の日常生活と社会生活を総合的に支援するものです。障害の種類などに関わらず、障害者総合支援制度という共通制度のもと、必要とするサービスを受けられるようになっています。

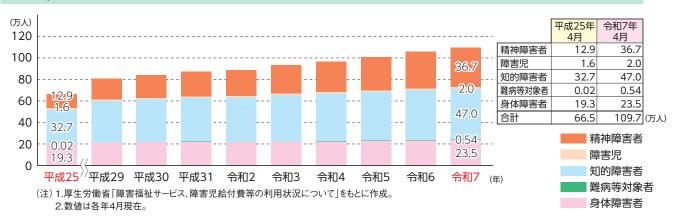
この制度のサービス体系は、大きく分けて次のようになります。

障害福祉サービス 利用者の障害の程度やサービス利用の意向などを踏まえて、個人ごとにサービスが提供されます。 地域生活支援事業 市町村が地域の状況に応じて柔軟に提供するサービスで、サービスによって利用料や対象者が異なります。

2 障害福祉サービスの利用者

●障害福祉サービスの利用者数は年々増加傾向にあり、令和7年4月では約109.7万人となっています。特に精神障害者の利用が増加しており、障害者総合支援法が施行された平成25年4月と比較すると約2.8倍になっています。

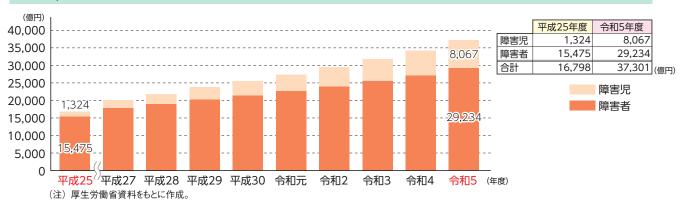
図28 障害福祉サービス利用者の推移



3 障害福祉サービス等の総費用額

●障害福祉サービス等の総費用額は、利用者の増加に伴い、一貫して増加傾向にあります。平成25年度に約1兆6,798億円だった障害福祉サービス等の総費用額は、令和5年度には約3兆7,301億円と、約2.22倍になっています。

図29 障害福祉サービス等の総費用額の推移



0 参考資料



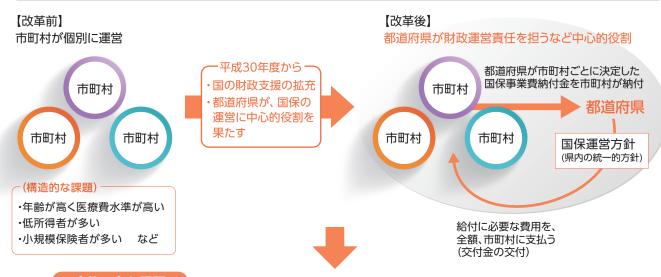
平成30年度の国保制度改革の概要

- ●平成27年5月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を 改正する法律」に基づき、「国保運営の在り方の見直し」と「財政支援の拡充による国保の財政基 盤強化」を大きな柱とする、新たな国保制度が平成30年4月に施行されました。
- ●この制度改革により、都道府県が医療提供体制と併せて、新たに国保の財政運営に係る責任主体 を担うこととなり、都道府県が地域医療の提供水準と標準的な保険料等の住民負担の在り方を総 合的に検討することが可能となりました。

1 国保運営の在り方の見直し

●平成30年度からは、都道府県が国保の安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等において中心的な役割を担うこととなりました。また市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととなりました。

国民健康保険の運営の在り方の見直し(イメージ)及び改革後の主な課題



今後の主な課題

○保険料水準の統一に向けた議論、事務の広域化・標準化の推進

将来的には都道府県での保険料水準の完全統一を目指すこととし、都道府県と市町村で、統一に向けた議論をより一層深めていくことが重要。また、保険料水準の統一のためには、市町村の保険料算定方式の統一や保険料の収納対策、保健事業等の幅広い観点から、市町村の事務処理を広域化・標準化していく必要がある。

- ○医療費適正化の更なる推進
 - 保険者努力支援制度で予防・健康づくりが拡充されたことも踏まえ、都道府県内全体の医療費適正化に資する取組を推進。
- ○法定外繰入等の解消
 - 赤字解消計画の策定・状況の見える化等を通じて、解消に向けた実行性のある取組を推進。
- (注)厚生労働省資料をもとに作成。

改革後の国保の運営の在り方について(都道府県、市町村、国保連合会の役割分担)

	改革の方向性 								
国保制度運営	○都道府県は、管内市町村や国保関係者と協議した上で、都道府県内の国保の運営の統一的な方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進 ○市町村は、住民に身近な自治体として、被保険者の資格管理、保険料の決定、賦課・徴収、保険給付、保健事業などを適切に実施 ○国保連合会は、保険者の共同目的達成のため、審査支払業務の他、給付の適正化や保健事業等を都道府県単位で支援								
	都道府県の主な役割	市町村の主な役割	国保連合会の主な役割						
資格管理	・国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	・地域住民と身近な関係の中、資格を管理	・保険者事務共同電算処理						
保険料の決定 賦課・徴収	・標準的な算定方法等により、市町村ごとの 標準保険料率を算定・公表	・標準保険料率等を参考に保険料率を決定・個々の事情に応じた賦課・徴収	・保険料適正算定への支援						
保険給付	・給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払い ・市町村が行った保険給付の点検	・保険給付の決定・個々の事情に応じた窓口負担減免等	・診療報酬の審査支払業務 ・第三者行為損害賠償求償事務 ・レセプト点検の支援						
保健事業	・市町村ごとの健康課題や保健事業の実施 状況を把握 ・市町村の保健事業の運営が健全に行われ るよう、必要な助言及び支援 ・市町村における健康・医療情報の横断的・ 総合的な分析 ・関係市町村相互間の連絡調整、市町村へ の専門的な技術又は知識を有する者の派 遣、情報の提供等の支援	・被保険者の特性に応じたきめ細かい保健 事業を実施 ・健康・医療情報の活用及びPDCAサイクル に沿った事業運営 ・生活習慣病対策としての発症予防と重症 化予防の推進 ・特定健康診査及び特定保健指導の実施 ・データヘルス計画の策定、実施及び評価	・特定健診・特定保健指導に係る費用の支 払及びデータ管理 ・KDBシステムを活用した統計情報や個人 の健康に関するデータの作成 ・データヘルス計画の策定・評価の支援 ・国保ヘルスアップ(支援)事業、高齢者の保 健事業と介護予防の一体的実施の支援						

(注)厚生労働省資料をもとに作成。

2 国保改革による財政支援の拡充と国保財政の仕組みの見直し

- ●国保の財政基盤の安定化に向けた措置として、平成27年度から低所得者(保険料の軽減対象者)数に応じた約1,700億円の財政支援が実施されています。また、平成30年度以降は支援の規模が毎年3,400億円に拡充されました。
- ●国保財政の仕組みについては、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額市町村に対して支払うことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する枠組みに見直されました。

国保改革による財政支援の拡充について

○国保の財政運営を都道府県単位化する国保改革とあわせ、毎年約3,400億円の財政支援の拡充を行う。

<平成27年度から実施>(約1,700億円)

○低所得者対策の強化 (低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充)	1,700億円
<平成30年度から実施>(約1,700億円)	
○財政調整機能の強化 (精神疾患や子どもの被保険者数など自治体の責めによらない要因への対応)	800億円
○保険者努力支援制度 (医療費の適正化に向けた取組等に対する支援)	840億円 (令和元年度~令和7年度は910億円)
○財政リスクの分散・軽減方策 (高額医療費への対応)	60億円

- (注)1.厚生労働省資料をもとに作成。
 - 2.保険料軽減制度を拡充するため、平成26年度から別途500億円の公費を投入。
 - 3.平成27~30年度予算において、2,000億円規模の財政安定化基金を積立て。
 - 4.保険者努力支援制度については、令和2年度から、上記とは別に事業費分・事業費連動分を新設し、予防・健康づくりを強力に推進。

3 保険者努力支援制度

●医療保険者の医療費適正化に向けた努力を評価し、特定健康診査や特定保健指導の実施に向けたインセンティブとするため、平成25年度から特定健康診査・特定保健指導等の取組の状況や実績に応じて後期高齢者支援金の加算・減算が実施されていました。平成30年度からは、予防・健康づくり等に取り組む保険者に対するインセンティブをより重視するため、国保(都道府県・市町村)については、「保険者努力支援制度」が本格的に実施されることとなり、糖尿病等の重症化予防などの取組を客観的な指標で評価し、支援金を交付する仕組みが導入されました。

保険者努力支援制度(令和7年度)の指標

保険者共通の指標

指標① 特定健診・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率

- ○特定健診受診率・特定保健指導実施率
- ○メタボリックシンドローム該当者及び予備群の 減少率

指標② 特定健診・特定保健指導に加えて他の健診の実施や 健診結果等に基づく受診勧奨等の取組の実施状況

- ○がん検診受診率
- ○歯科健診受診率

指標③ 生活習慣病の発症予防・重症化予防の取組の実施状況

- ○生活習慣病の発症予防・重症化予防の取組の 実施状況
- ○特定健診受診率向上の取組実施状況

指標④ 広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組 の実施状況

- ○個人へのインセンティブの提供の実施
- ○個人への分かりやすい情報提供の実施

指標⑤ 加入者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況

- ○重複投与者・多剤投与者に対する取組
- ○薬剤の適正使用の推進に対する取組

指標⑥後発医薬品の使用促進等に関する取組の実施状況

○後発医薬品の促進等の取組・使用割合

国保固有の指標

指標① 収納率向上に関する取組の実施状況

○保険料(税)収納率 ※過年度分を含む

指標② 医療費の分析等に関する取組の実施状況

○データヘルス計画の実施状況

指標③給付の適正化に関する取組の実施状況

- ○医療費通知の取組の実施状況
- ○こどもの医療の適正化等の取組

指標④ 地域包括ケア推進・一体的実施の実施状況

○国保の視点からの地域包括ケア推進・一体的実施の取組

指標⑤ 第三者求償の取組の実施状況

○第三者求償の取組状況

指標⑥ 適正かつ健全な事業運営の実施状況

- ○適切かつ健全な事業運営の実施状況
- ○法定外繰入の解消等

指標①

市町村分(400億円程

度

都道府県分(600億円程

度

主な市町村指標の都道府県単位評価

- ○主な市町村指標の都道府県単位評価*
- ・特定健診・特定保健指導の実施率
- ・糖尿病等の重症化予防の取組状況
- ・個人インセンティブの提供
- ・個人への分かりやすい情報提供の 実施
- ・後発医薬品の使用割合
- •保険料収納率
- ・重複投与者・多剤投与者に対する 取組
- ※都道府県平均等に基づく評価

指標②

医療費適正化のアウトカム評価

- ○年齢調整後一人当たり医療費
- ・その水準が低い場合
- ・前年度(過去3年平均値)より一定 程度改善した場合
- ○重症化予防のマクロ的評価
- ・年齢調整後新規透析導入患者数が少ない場合
- ○重複投与者数·多剤投与者数
- ・重複投与者数が少ない場合
- ・多剤投与者数が少ない場合

指標③

都道府県の取組状況

- ○都道府県の取組状況
- ・医療費適正化等の主体的な取組 状況(こどもの医療の適正化等の 取組、保険者協議会、データ分析、 重症化予防等)
- ・法定外繰入の解消等
- ・保険料水準の統一
- ・医療提供体制適正化の推進
- 事務の広域的及び効率的な運営 の推進

(注) 1.厚生労働省資料をもとに作成。

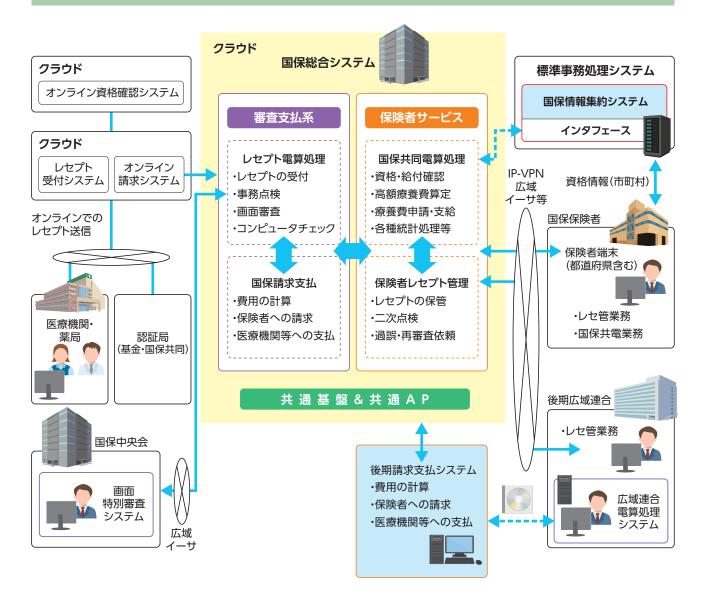
2. 国保組合及び後期高齢者医療広域連合においても保険者インセンティブの仕組みが導入され、別途指標が示されている。



国保総合システム

- ●国保総合システムは、国保中央会が開発・運用し、国保連合会がレセプトの審査・支払業務等国民健康保険関係業務(後期高齢者医療関係業務も一部含む)に活用するための各標準システムの総称です。各システムは、共通する基盤を通じてデータの共有化やデータの連携が可能となっています。
- ●この国保総合システムでは、審査支払システムの整合性・効率性の実現のため、厚生労働省の「審査支払機能の在り方に関する検討会」でとりまとめた工程表に基づき、支払基金との共同開発・共同利用が進められており、第一段階として、令和6年4月から「受付領域」の共同利用を開始するとともに、クラウドへの移行等を実施しました。
- ●また、令和6年度からは保守・運用経費の縮減を図るためのシステムの最適化の作業に取り組んでいます。
- ●なお、上記工程表における第二段階の対応として、「審査・支払領域」の支払基金との共同利用についても、現在、検討を進めているところです。開発に当たっては、システムのモダン化等により更なる保守・運用経費の縮減を図るとともに、AIの活用についても取り組んでいく予定です。

国保総合システム等の全体概要





地域包括ケアの深化と地域共生社会の実現

- 「地域包括ケアシステム」とは、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制を指します。 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途として各地域の状況に応じてその構築や推進が図られてきました。
- ●団塊ジュニア世代の全員が65歳以上となる2040年頃を見通すと、85歳以上の高齢者人口が急増し、認知機能が低下した高齢者や要介護高齢者が更に増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれています。
- ●さらに、地域によって高齢化の進み方が異なるなど、これまで以上にそれぞれの地域の特性や実情に応じた対応が必要となる中で、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を目指しています。
- ●このような状況から、地域の実情に応じた効果的・効率的なサービス提供体制の整備に加え、地域住民の生活維持のためには、住民同士が助け合い、支え合う機能の強化も必要になってくると考えられます。「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる「地域共生社会」の実現が重要です。
- 「地域共生社会」の実現のため、市町村の包括的な支援体制の構築支援のほか、医療・介護のデータ基盤整備の推進も必要とされています。



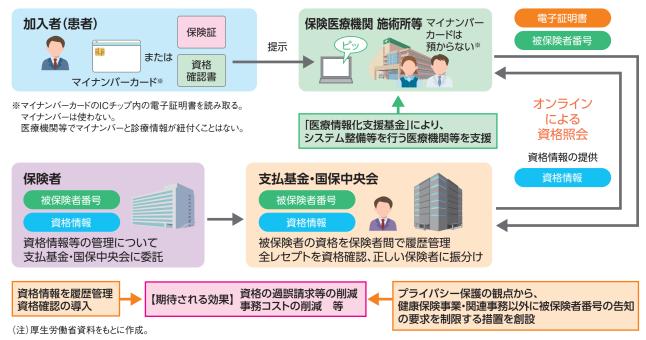
医療·介護DX

1 マイナ保険証とオンライン資格確認

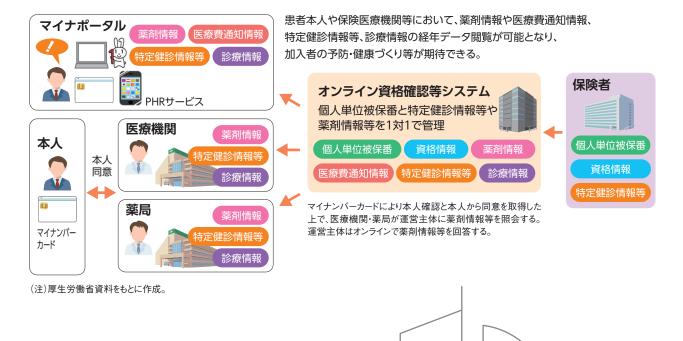
- ●令和5年4月から導入を原則として義務付けられたオンライン資格確認等システムは、マイナンバー制度のインフラを活用して被保険者資格を一元的に管理し、保険医療機関・施術所等の窓口で患者の直近の資格情報 (加入している医療保険や自己負担限度額等) を確認することができます。
- ●また、薬剤や医療費、特定健診、診療情報 (電子カルテ情報を含む) を本人の同意に基づき、マイナポータルや保険医療機関等で確認できる仕組みが導入されています。さらに、複数の医療機関等で処方・調剤された情報を相互に参照できる「電子処方箋」の運用も開始されています。
- ●国は、オンライン資格確認におけるデータ登録の迅速化と正確性の向上のため、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を推進しています。現在交付済みの健康保険証の利用は、令和7年12月1日までとなっており*1、その後はマイナ保険証(マイナンバーカードの健康保険証利用*2)を基本とする仕組みへ移行します。マイナ保険証によるオンライン資格確認は医療DXを支える重要な基盤となっています。
- ※1 当分の間、マイナ保険証を保有していない (マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない) 方全てに、「資格確認書」が交付されます。
- ※2 令和7年9月19日から、健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカードをスマートフォンに追加することで、カードを取り出すことなく、スマートフォンをかざして、機器の準備の整った医療機関・薬局で利用できるようになりました。



オンライン資格確認とマイナンバーカードの保険証利用



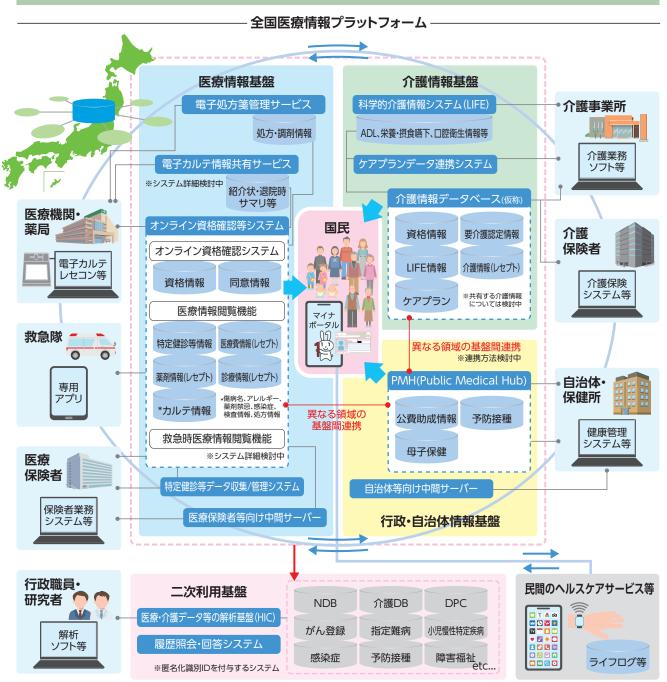
薬剤情報・医療費通知情報・特定健診情報等・診療情報のマイナポータル等での閲覧



2 医療・介護DXの全体像

- ●国民のさらなる健康増進、切れ目なく質の高い医療等の効率的な提供、医療機関等の業務効率 化、システム人材等の有効活用、医療情報の二次利用の環境整備の実現を目指し、医療・介護DX の取組が進められています。
- ●令和4年10月、政府に「医療DX推進本部」が設置され、令和5年6月には「医療DXの推進に関する工程表」が決定されました。本工程表では、「マイナンバーカードと健康保険証の一体化の加速等」、「全国医療情報プラットフォームの構築」、「電子カルテ情報の標準化等」及び「診療報酬改定DX」に取り組むことが示されました。

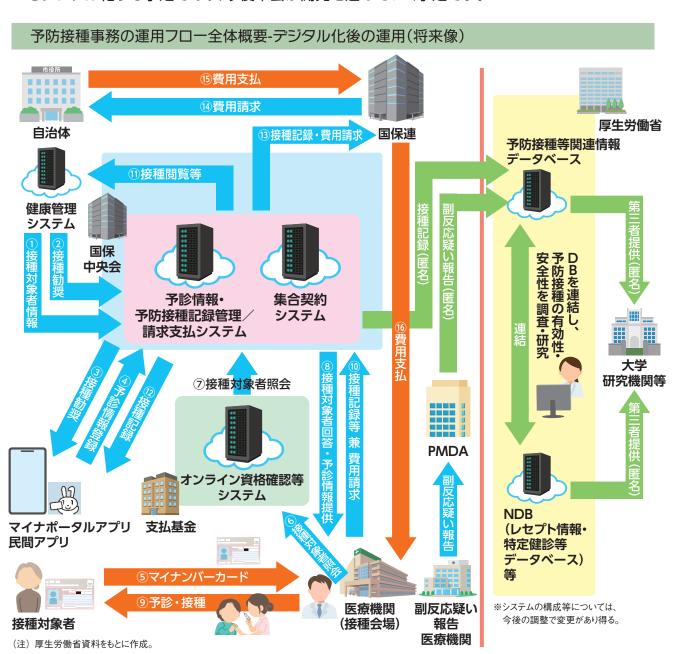
全国医療情報プラットフォームの全体像(イメージ)



(注) 厚生労働省資料をもとに作成。

3 国保連合会・国保中央会における医療・介護DX推進に向けた具体的取組

- ●国保連合会においては新たな事務を委託するなど医療・介護DX実現にあたって重要な役割を担っており、国保中央会においては令和6年度に医療・介護DX推進本部を設置し、国からの依頼を受け、医療・介護DXの推進に向けた取組を行っています。
- 1.予防接種事務のデジタル化
- ●令和4年12月に成立した改正予防接種法において、市町村が国保連合会に対して新たに予防接種関連事務を委託できるとされたことに伴い、国保中央会では令和8年6月からの稼働を目指し予防接種関連システム群の開発を進めています。また、母子保健及び自治体検診の事務についてもデジタル化する予定であり、今後本会が開発を進めていく予定です。



2.介護情報基盤の構築

●市町村と介護事業者や医療機関等をつないで介護情報の利活用を行う「介護情報基盤の構築」を 行っています。 公益社団法人国民健康保険中央会

国保のすがた